

「公共施設の見直し指針」策定  
に関する意見書（案）

平成 22 年 5 月 日

長野市行政改革推進審議会

## 【目次】

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1．はじめに（見直しの理由、経過） .....      | 2  |
| 2．見直し対象となる公共施設.....          | 3  |
| 3．あるべき公共施設のすがた（見直しの目標） ..... | 4  |
| 4．公共施設の現況把握 .....            | 5  |
| 5．公共施設の見直しの進め方.....          | 7  |
| （1）見直しの指標 .....              | 7  |
| （2）施設の区分.....                | 8  |
| （3）情報の公開.....                | 9  |
| （4）組織・体制の整備 .....            | 10 |
| （5）見直し案の策定・実施.....           | 10 |
| （6）その他の施設について .....          | 11 |
| 6．むすび.....                   | 11 |
| <br>                         |    |
| （資料）公共施設の見直しの概要・日程           |    |

## 1. はじめに（見直しの理由、経過）

長野市では、平成 18 年度から取り組んでいる「財政構造改革プログラム」および平成 19 年度に策定した「行政改革大綱実施計画」に基づき、行政改革が進められています。

これまでも「行政サービスの利用者負担の見直し」が行われるなど、一定の成果が認められますが、「公共施設の統廃合等を含む見直し」については、計画どおりに進んでいないのが現状です。

その理由について長野市では、「全庁的な視点での具体的な検討」、「複数の部局におよぶ検討を行う基準、方法の策定」が課題であるとしています（平成 21 年度行政改革推進委員会行政評価部会の事務事業評価結果）。

また、長野市は平成 17 年 1 月の 1 町 3 村（豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村）との合併、平成 22 年 1 月の 1 町 1 村（信州新町、中条村）との合併により、公共施設の数が増加してきており、その再編見直しは一層、急務になっています。

更に、長野市の公共資産総額は、平成 21 年 3 月末で 7,588 億 6,115 万円となり、こうした社会資本の整備に伴う維持費の増加も見込まれます。

一方、公共施設の再編見直しは今、地方公共団体の新たな課題でもあります。国は、「行政改革推進法<sup>1</sup>」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、地方公共団体の行政改革推進に向け、財務 4 表の作成・公表など地方公会計の整備を行っていますが、この中で「資産台帳の整備」、「資産の有効活用」を求めているからです。

このような中、長野市が、公共施設の見直しを進めるため、その方針と方法を盛り込んだ指針を策定するに当たり、当審議会はそこに盛り込むべき内容等について、意見を求められました。

当審議会では、これらの状況等を踏まえ、「公共施設の見直し指針」策定に係わる検討部会を発足させ、審議を進めてきました。

この意見が、長野市における今後の公共施設のあり方を示すと同時に、地域社会の活性化や、市民と市との協働の更なる進展に寄与することを期待します。

---

<sup>1</sup> 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」

## 2. 見直し対象となる公共施設

長野市は、土地・建物など不動産、動産、各種権利など、様々な財産（公有財産）を所有しています。

その中には、庁舎や議場など市政運営に使用する資産「公用財産」と、市民へ公共サービスを提供するために利用される資産「公共用財産」がありますが、今回の見直しの対象は、市民生活に直接関係がある「公共用財産」としました（以下、公共施設）。

具体的には、公民館、福祉施設、教育施設（学校を含む。）観光施設、公園などになります。これらは、市町村合併<sup>2</sup>により平成 22 年 1 月現在、100 箇所増えて 889 箇所になりました。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 公有財産            | 地方公共団体の所有する不動産、動産及び各種権利                            |
| 行政財産            | 公用又は公共用に供する財産                                      |
| 公用財産            | 地方公共団体がその事務・事業を執行するために使用する財産<br>（庁舎、議事堂、試験場、研究所等）  |
| 公共用財産<br>（公の施設） | 住民の一般的な共同利用を目的として供する財産<br>（公民館、福祉施設、教育施設、観光施設、公園等） |
| 普通財産            | 行政財産以外の財産  |

<sup>2</sup> 平成 22 年 1 月 1 日の信州新町、中条村と長野市の合併。

### 3. あるべき公共施設のすがた（見直しの目標）

様々な公共サービスを提供するため、市民の税金等を財源として整備されている公共施設は、市の財政上からも、市民の利用上からも、効率的、効果的に活用されていなければなりません。

そこで、見直しの方向、目標となる、あるべき公共施設の姿とは、次のようになると考えます。

#### （1）最小の経費で最大の効果を発揮している施設（コスト縮減の観点）

市の負担経費（コスト）は最小で、公共サービスの質や量は最大の効果を発揮している。そのために、利用状況、収支状況及び施設状況において一定のバランスが保たれている。

#### （2）公共サービスの増進に寄与している施設（サービス向上の観点）

時代の変化と共に生じる市民ニーズの変化に対応し、設置された目的が果たされている。

#### （3）各施設の市域全体における適正な配置（適正な配置）

旧市町村の枠を越え、重複や過剰なものがなく、全市的な視点から適正に配置されている。また、民間も含めた類似施設とのバランスも保たれている。

#### （4）まちづくりの視点を考慮した施設（まちづくりの視点）

地域のまちづくりにおいて、地域の特性に合致し、その魅力を十分に発揮できるものとなっている。また、管理運営等において地域住民との協働が図られている。

#### 4．公共施設の現況把握

公共施設に関するあらゆる情報は、的確かつ網羅的に把握され、各公共施設の所管課だけではなく、市の全ての課・職員、更には市民とも共有されていなければなりません。

現況を把握する方法とその内容については、概ね次の事項が適当と考えます。

##### (1) 公共施設に関する情報を総合的に管理する台帳の整備

市は所有財産を管理するため公有財産台帳を整備していますが、この台帳には施設の名称、所在地、面積、用途、取得年月日、取得価額等の記載項目だけで、利用状況、管理運営に要する経費などの項目は記載されていません。

市は地方公会計改革に伴い、新たに公有財産台帳の整備を行うこととしていますので、これに合わせ、次に掲げる項目等についてもこの台帳に記載し、一元的に総合的な情報管理が行えるようにします。

##### **利用状況**

##### **管理運営経費**

利用料の収入額と利用者負担の割合

税を財源とする支出額

管理運営に要する人員の配置状況と人件費

##### **施設状況**

##### (2) 公共施設を包括する行政の計画

市の各行政分野における個別計画と公共施設との関連を整理すると共に、一覧表として整備します。

##### (3) 公共施設の配置状況

市が公式 HP で公開している行政地図情報などを活用して、公共施設の全体の規模、数、施設群（行政分野別）の配置状況が分かる地図等を整備します。

施設群については、観光振興など行政の計画によるもの、都市部、中山間地域、合併関係などの地域の特性によるものがあります。

また、地図等には、類似するサービスを提供している民間事業者、国・県などが所有する施設についても、合わせて整備します。

【参考：整備する台帳の例】

| 施設名称      | 施設の名称                      | 所在地       | 長野市          | 番地 |
|-----------|----------------------------|-----------|--------------|----|
| 設置の目的     | 住民の健康増進、<br>交流の促進          | 所管する課     | 部            | 課  |
| 施設の区分     | 観光・レジャー施設                  | 管理運営方法    | 指定管理者        |    |
| 土地面積      | 1,000 m <sup>2</sup>       | 土地評価額     | 30,000,000 円 |    |
| 建物面積      | 600 m <sup>2</sup>         | 建設費       | 80,000,000 円 |    |
| 建設年月日     | 平成 11 年 12 月               | 耐用年数      | 50 年         |    |
| 建物構造      | 鉄骨造り                       | 補助金等の交付   | 省 /          |    |
| 修繕等履歴     | 電気設備（H16 年）<br>1,500,000 円 | 修繕等予定     | なし           |    |
| 管理運営等の経費  | 18,000,000 円               | 基準の利用者負担額 | 18,000,000 円 |    |
| 利用料等の収入   | 8,800,000 円                | 充当している税金額 | 9,200,000 円  |    |
| 計画目標者数    | 年間 35,000 人                | 現在利用者数    | 年間 22,000 人  |    |
| 利用料金      | 400 円                      | 利用者数の推移   | 別表で作成        |    |
| 一人当たりのコスト | 818 円                      | 担当する市職員数  | 2 人          |    |
| 総合計画（施策）  | 訪れてみたくなる<br>地域づくり          | 分野別個別計画   | 産業振興ビジョン     |    |

見直しを進めるため、全ての公共施設に関する情報を整備し、最新の内容に更新していくと共に、市の公式 HP などで分かり易く公開します。

## 5. 公共施設の見直しの進め方

見直しは、全施設について、以下の「見直しの指標」や「施設の区分」など一定の基準により行います。その結果、優先的に見直すとした施設について、市は必ず、具体的な見直し案を策定し、それを実施することとします。

### (1) 見直しの指標

これまで、財政構造改革プログラム（平成18年度～22年度）においては、見直す施設として、「充足（過剰）施設」、「利用者が少ない施設」、「利用者を限定した施設」を掲げています。

また、市が実施している事務事業評価においても、見直しの観点として「利用者、対象者の減少など市民ニーズが低下していないか」、「対象者の範囲が狭く、特定の利用する者に限られていないか」などを項目に掲げています。

これらを踏まえ、優先的に見直す施設を抽出する基準は、次の3項目を指標として策定し、加えて、その当初目標値等に対する達成度も簡潔に示すことにします。

#### \* 利用状況

指標の内容としては、「利用者数が減少しているか、又は目標（計画）としている利用者数に達しているか」が適当です。

また、この際、利用者の数だけではなく、利用者の性質（利用者層）の状況等についても把握すると効果的です。

なお、公共施設の種類によっては、利用者の把握が困難な場合も想定されますが、設置の計画や目標など、いずれかの適切な方法で検証することとします。

#### \* 収支状況

指標の内容としては、「基準」に基づく負担額（利用する人に負担を求める額）に対する収入額（利用している人が負担している額）の比率に一定の水準を設けることが適当です。

また、利用料を無料とする公共施設については、利用者一人（又は一件）当たりのコストにおける類似施設との対比などが考えられます。

#### \* 施設状況

大規模な修繕、又は更新計画が予定される公共施設については、その時機に合わせて、優先的に見直すことが適当です。

指標の内容としては、当初に取得した価額（台帳の価額）に対する、修繕又は更新工事に要する費用の比率に一定の水準を設けることが考えられます。

また、一定の年数を経過した施設も、優先的に見直します。

これらの指標の具体的な基準は、施設の利用形態、目的などに応じて、どのような内容、どの程度の水準が適当なのか、地域の特性なども加味し、市において検討を行い、策定します



## (2) 施設の区分

基準の策定に当たり、施設を利用形態、目的から類型化し、区分します。これは、市が指定管理者のモニタリングに使用している区分などを参考にして、市において具体的に検討を行う必要があります。

今後、市が策定する施設の区分に応じた、優先的に見直す指標の相対的な傾向は、次のとおりと考えます。

### 【参考：施設の区分と指標の例】

《指定管理者適用施設モニタリングにおける施設の区分》

| 施設の区分       | 主な施設                            | 指標の傾向 |    |    |
|-------------|---------------------------------|-------|----|----|
|             |                                 | 利用    | 収支 | 施設 |
| 観光・レジャー施設   | 温泉施設、観光施設、動物園、エムウェーブ            |       |    |    |
| 体育施設        | 総合運動場、テニスコート、市民プール、真島総合スポーツアリーナ |       |    |    |
| 集会施設        | 市民会館、ビックハット、市民文化ホール、集会所         |       |    |    |
| 生涯学習・教育文化施設 | 勤労者青少年ホーム、働く女性の家、少年科学センター       |       |    |    |
| 農林・物産施設     | 市民農園、農水産物処理加工施設、特産センター、ふるさと体験施設 |       |    |    |
| 保健福祉施設      | 障害者福祉センター、老人福祉センター、老人憩の家、保育園    |       |    |    |
| 駐車場施設       | 市営駐車場                           |       |    |    |
| 住宅等基盤施設     | 市営住宅、公園                         |       |    |    |

、 、 の順で、各指標の「施設の区分」に応じた重要性を示しています。

### (3) 情報の公開

公共施設に関する情報は全施設について、建設年月日、建設費用、管理運営費用、利用者一人当たりコスト、利用料等の収入額、市民の税金を充てている額などを、市の公式 HP など公開すると共に、各施設にも掲示します。

これは、施設の管理者にも利用者にもコスト意識を持ってもらい、今後の運営について共に考えていく土壌を育成するためです。

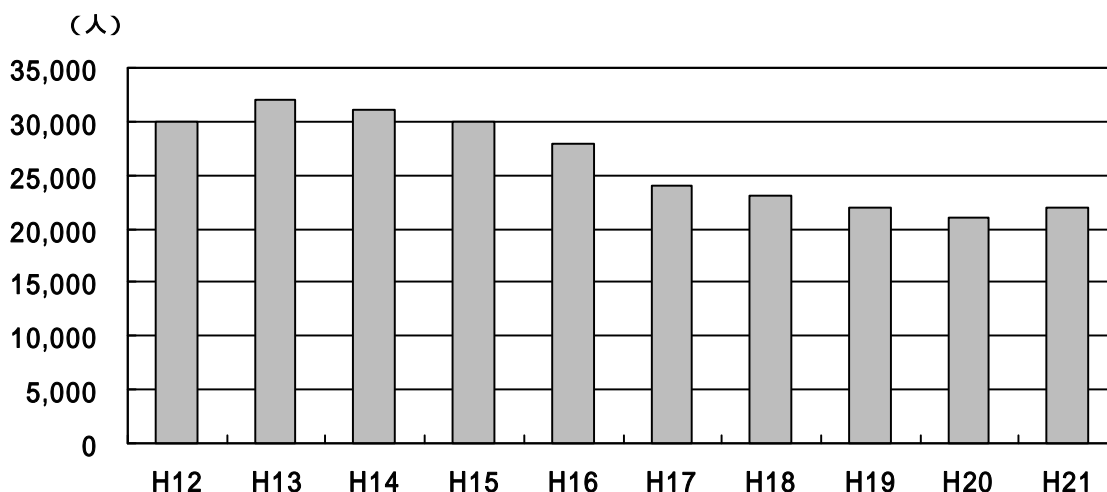
特に3項目の見直し指標の評価については、目標達成度をA B Cなど簡潔なランクで表現し、施設の状況をわかりやすくすることが重要です。その上で、3項目いずれかに達成度が悪い数値がある場合、優先的に見直し案を策定することにします。

#### 【参考：各施設に掲示する情報の例】

施設名： \_\_\_\_\_ 施設の名称 \_\_\_\_\_

| 利用状況       | 収支状況        | 施設状況     |
|------------|-------------|----------|
| B          | C           | A        |
| (目標 75%未満) | (税負担 50%以上) | (耐用年数未満) |

|                 |                         |                         |                                |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 施設の区分<br>(運営方法) | 観光・レジャー施設<br>(指定管理)     | 管理運営等の経費<br>(基準の利用者負担額) | 18,000,000 円<br>(18,000,000 円) |
| 建設年月日<br>(耐用年数) | 平成 11 年 12 月<br>( 年 )   | 一人当たりのコスト               | 818 円                          |
| 建設費<br>(交付先)    | 80,000,000 円<br>( 省 / ) | 一人当たりの現料金               | 400 円                          |
| 計画目標者数          | 年間 35,000 人             | 利用料等の収入                 | 8,800,000 円                    |
| 現在利用者数          | 年間 22,000 人             | 充当している税金額               | 9,200,000 円                    |



利用者数の推移平成 12 年～平成 21 年 (平成 22 年 4 月現在)

#### (4) 組織・体制の整備

見直し指標3項目のいずれかに目標達成度が低い数値があり、優先的に見直すことになった施設の見直し案の策定等は、多角的総合的に行わなければなりません。そのため、市は総合的な視点で検討が行なえるよう、部局を横断した行政改革推進委員会を中心に、専門的に担当する部署を設けるなどの体制の整備に取り組む必要があります。

また、抽出の基準や見直し案について本審議会に意見を求めるなど、外部の意見を取り入れる工夫も検討すべきです。

さらに市は、情報の公開に努めるとともに、住民自治協議会を始め様々な団体と積極的に協働を図り、公平な視点で見直し案を策定することとします。

#### (5) 見直し案の策定・実施

##### 見直し案の策定

見直し案は、下記の事項に留意して、実現可能な、具体的な計画とすることが必要です。策定に当たり検討すべき内容は、概ね次のとおりです。

- 施設を維持継続するためのコスト、廃止するコスト（撤去費等）など
- 利用者増に向けた方策や利用料金の改定も含めた経営改善策、継続（目的の変更か管理運営方法の変更か）、廃止（売却か撤去か）など
- 実施工程

また、見直し案の検討、策定状況に関する情報も、原則、公開とすべきです。

##### 公共施設の見直しにおける留意事項

###### \* 市民ニーズの把握（需要）

- 把握方法、内容等は、市において一定の基準等を設ける  
基準等を設けると、全庁的視点での検討、市民への説明も分かり易くなる
- 市民ニーズの一元的管理方法、効果的活用方法を検討する

###### \* 公共サービスの検証（供給）

- 公共施設を設置した目的に対して、状況の変化はないか
- 公共施設を設置した目的の実現に向け、効果的な利用方法であるか
- 隣接する地区、市全域からの視点や、地域の特性も十分に考慮する

###### \* 市民との協働

- 見直し案や計画の検討段階における協働
- 見直し案や計画の実施における協働
- 協働に関する留意点は、全市的な視点と、情報の公開、共有  
具体的なパートナーは、地域の住民や住民自治協議会、NPO や公益法人、民間事業者等

###### \* 施策との関連

###### \* 環境への配慮

- 緑化の推進、省エネルギー、省電力など環境への配慮

## 見直し案の実施

計画は、期限を定め、早期に実施する必要がありますので、市は、計画が直ちに実施できるよう、責任を有する体制を整えておくべきです。

なお、計画の進捗状況、経過等に関する情報についても原則、公開とします。また、本審議会に定期的に報告することなども効果的です。

### (6) その他の施設について

優先的に見直すとした施設以外の公共施設についても、不断に見直しを行います。各施設の管理を担当している部署において、前述の「公共施設の見直しにおける留意事項」に基づき見直しに取り組むことが必要です。

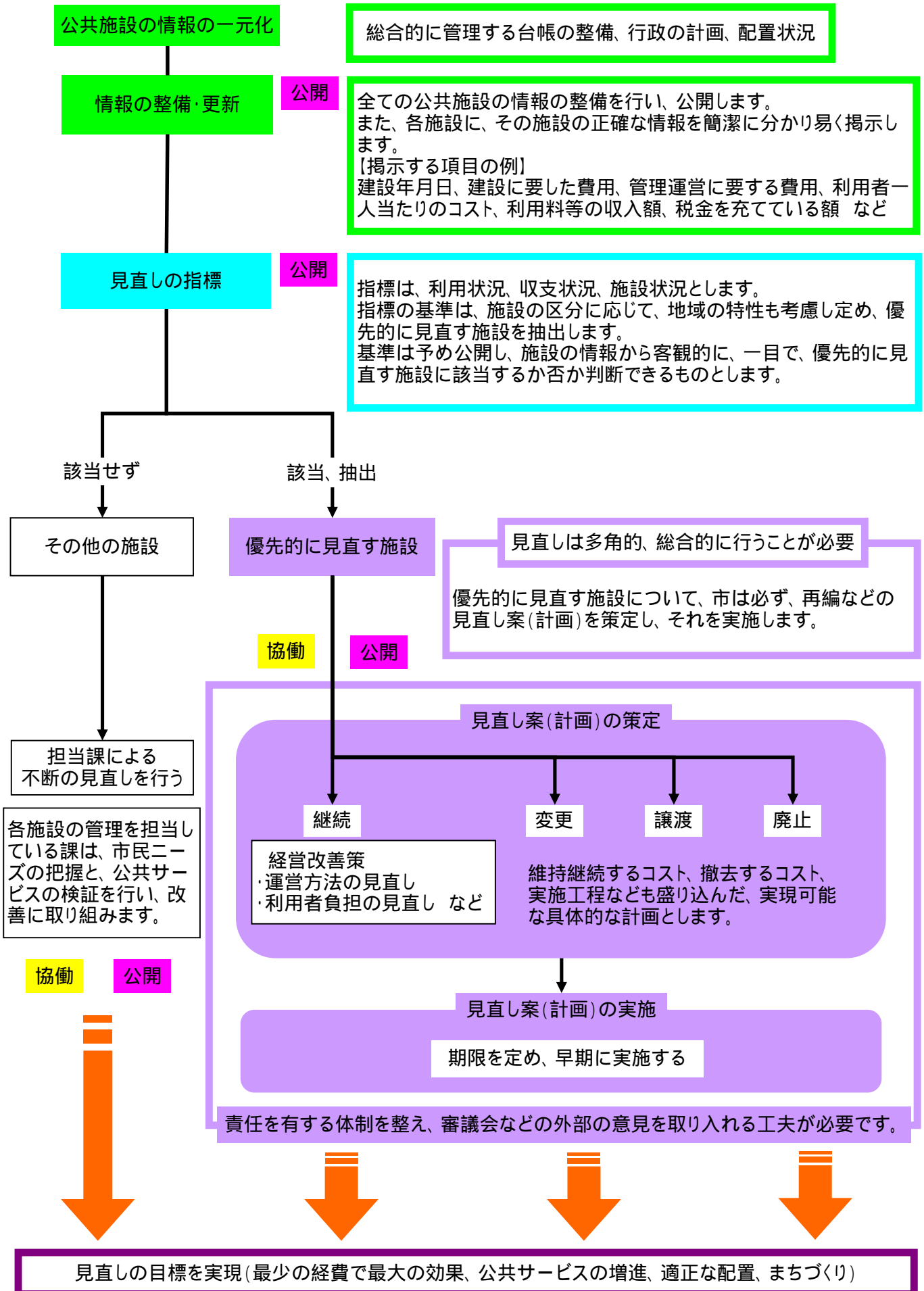
## 6. むすび

総論賛成でも各論反対が多く、なかなか進展しない公共施設の見直しについては、施設の管理者にとっても利用者にとっても、客観的にその施設の状況を把握できる情報の”ものさし(評価)”が何より重要です。

当審議会ではまず 市においてその”ものさし”をなるべく簡潔に設定すること、そして、これを各施設にも掲示、公共施設の情報公開をすること、を考えました。そこから、市と地域の住民が共に全市的な視野に立ち夫々の公共施設の見直しへ取り組んでいくことを期待しています。

市はこの意見書に基づき、上記の3段階を踏まえた「公共施設の見直し指針」を早急に策定するよう、求めるものです。

# 公共施設の見直しの概要



公共施設の見直しの日程

